

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室
・高齢者支援課・振興課・老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の送付について

計 162 枚（本紙を除く）

Vol.736

令和元年8月13日

厚生労働省老健局

総務課認知症施策推進室

・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3973、3971、3979、3948)
FAX : 03-3595-4010

老推発 0813 第 1 号
老高発 0813 第 1 号
老振発 0813 第 1 号
老老発 0813 第 1 号
令和元年 8 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

（ 公 印 省 略 ）

高 齢 者 支 援 課 長

（ 公 印 省 略 ）

振 興 課 長

（ 公 印 省 略 ）

老 人 保 健 課 長

（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成 31 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 101 号）が公布され、平成 31 年 10 月 1 日から施行されるとともに、「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 1 号）及び「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」（令和元年厚生労働省告示第 2 号）が公布・施行された。また、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 31 年 4 月 12 日老発 0412 第 8 号）及び「改元の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」及び「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」の公布について」（令和元年 5 月 7 日老発 0507 第 1 号）を発出したところである。

この改正等に伴う関係通知の改正の内容については、下記のとおりであるの

で、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）の一部改正
別紙2のとおり改正する。
- 3 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）の一部改正
別紙3のとおり改正する。
- 4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）の一部改正
別紙4のとおり改正する。
- 5 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正
別紙5のとおり改正する。
- 6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）の一部改正
別紙6のとおり改正する。

- 7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）の一部改正
別紙 7 のとおり改正する。
- 8 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 30 年 3 月 22 日老老発第 1 号）の一部改正
別紙 8 のとおり改正する。
- 9 リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について（平成 30 年 3 月 22 日老老発第 2 号）の一部改正
別紙 9 のとおり改正する。
- 10 ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 30 年 4 月 6 日老振発第 1 号・老老発第 3 号）の一部改正
別紙 10 のとおり改正する。
- 11 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）の一部改正
別紙 11 のとおり改正する。
- 12 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部改正
別紙 12 のとおり改正する。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

別紙 1

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第 1 届出手続の運用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市。以下同じ。）<u>（指定居宅介護支援事業者に係る届出事項については、市町村。）</u>において閲覧に供するほか、事業者においても利用料に係る情報として事業所内で掲示することになること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護費</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 共生型訪問介護の所定単位数等の取扱い</p> <p>① 障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。）、実務経験を有する者（平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。以下「旧外出介護研修修了者」という。）が訪問介護（旧外出介護研修修了者については、通院・外出介助（通院等乗降介助を含む。）に限る。）を提供する場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17) 注 13 の取扱い</p> <p>① <u>(16)</u>を参照のこと。</p>	<p>第 1 届出手続の運用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市。以下同じ。）において閲覧に供するほか、事業者においても利用料に係る情報として事業所内で掲示することになること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問介護費</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 共生型訪問介護の所定単位数等の取扱い</p> <p>① 障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。）、実務経験を有する者（平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「旧外出介護研修修了者」という。）を含む。）が訪問介護（旧外出介護研修修了者については、通院・外出介助（通院等乗降介助を含む。）に限る。）を提供する場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17) 注 13 の取扱い</p> <p>① <u>(14)</u>を参照のこと。</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

別紙1

傍線の部分は改正部分

u003c/div>

新	旧
<p>②～④ （略） (18) ～ (20) （略） (21) 生活機能向上連携加算について ① 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について イ～ニ （略） ホ <u>イ</u>の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。 （略） ヘ・ト （略） ② （略） (22) （略） (23) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u></p> <p>3 訪問入浴介護費 (1) ～ (8) （略） (9) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>訪問介護と同様であるので、2の(23)を参照されたい。</u></p> <p>4～6 （略） 7 通所介護費 (1) ～ (18) （略） (19) 送迎を行わない場合の減算について 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、<u>注18</u>の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。 (20)・(21) （略） (22) サービス提供体制強化加算について ① 3(7)④から⑥まで並びに<u>4(25)②</u>及び③を参照のこと。 ② （略） (23) <u>介護職員処遇改善加算について</u> <u>訪問介護と同様であるので、2の(22)を参照されたい。</u> (24) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>訪問介護と同様であるので、2の(23)を参照されたい。</u></p> <p>8 通所リハビリテーション費 (1) ～ (27) （略）</p>	<p>②～④ （略） (18) ～ (20) （略） (21) 生活機能向上連携加算について ① 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について イ～ニ （略） ホ <u>①</u>の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。 （略） ヘ・ト （略） ② （略） (22) （略） (新設)</p> <p>3 訪問入浴介護費 (1) ～ (8) （略） (新設)</p> <p>4～6 （略） 7 通所介護費 (1) ～ (18) （略） (19) 送迎を行わない場合の減算について 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、<u>注13</u>の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。 (20)・(21) （略） (22) サービス提供体制強化加算について ① 3(7)④から⑥まで並びに<u>4(24)②</u>及び③を参照のこと。 ② （略） (19) <u>介護職員処遇改善加算について</u> <u>訪問介護と同様であるので、2の(21)を参照されたい。</u> (新設)</p> <p>8 通所リハビリテーション費 (1) ～ (27) （略）</p>

2

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

別紙 1

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>(28) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>訪問介護と同様であるので、2の(23)を参照されたい。</u></p> <p><u>(29) (略)</u></p> <p>9 (略)</p> <p>第3 居宅介護支援費に関する事項</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 ターミナルケアマネジメント加算について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(28) (略)</u></p> <p>9 (略)</p> <p>第3 居宅介護支援費に関する事項</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 ターミナルケアマネジメント加算について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) (略)</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

別紙2

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 短期入所生活介護費 (1)～(21) (略) <u>(22) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「<u>介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」）を参照すること。</p> <p>3 短期入所療養介護費 (1)～(15) (略) <u>(16) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2の(22)を準用する。</p> <p>4 特定施設入居者生活介護費 (1)～(10) (略) (11) 口腔衛生管理体制加算について</p> <p>① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における<u>利用者</u>の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の<u>利用者</u>の口腔ケア計画をいうものではない。</p> <p>② 「<u>利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画</u>」には、以下の事項を記載すること。 イ 当該施設において<u>利用者</u>の口腔ケアを推進するための課題 ロ～ト (略)</p> <p>③ 医療保険において<u>歯科訪問診療料が算定された日の属する月</u>であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は<u>利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画</u>に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、<u>歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯</u>に行うこと。</p> <p>(12) 栄養スクリーニング加算について</p> <p>①・② (略) (削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 短期入所生活介護費 (1)～(21) (略) (新設)</p> <p>3 短期入所療養介護費 (1)～(15) (略) (新設)</p> <p>4 特定施設入居者生活介護費 (1)～(10) (略) (11) 口腔衛生管理体制加算について</p> <p>① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における<u>入所者</u>の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の<u>入所者</u>の口腔ケア計画をいうものではない。</p> <p>② 「<u>入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画</u>」には、以下の事項を記載すること。 イ 当該施設において<u>入所者</u>の口腔ケアを推進するための課題 ロ～ト (略)</p> <p>③ 医療保険において<u>歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月</u>であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は<u>入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画</u>に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、<u>歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯</u>に行うこと。</p> <p>(12) 栄養スクリーニング加算について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業者が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</u></p> <p>④ <u>栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改</u></p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

別紙2

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(13)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2の(22)を準用する。</p> <p>5 介護福祉施設サービス (1)～(37) (略)</p> <p>(38) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2の(22)を準用する。</p> <p>6 介護保健施設サービス (1)～(40) (略)</p> <p>(41) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2の(22)を準用する。</p> <p>7 介護療養施設サービス (1)～(32) (略)</p> <p>(33) サービス提供体制強化加算について ① 2の(20)①から④まで及び⑥を準用する。 ② (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) 介護職員処遇改善加算について 2の(21)を準用する。</p> <p>(36) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2の(22)を準用する。</p> <p>8 介護医療院サービス (1)～(4)</p> <p>(5) 夜勤体制による減算及び加算の特例について 介護医療院サービス費については、所定単位数及び夜間勤務等看護(I)から(IV)までを算定するための基準を夜勤職員基準において定めているところであるが、その取扱いについては、以下のとおりとすること。 ①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>1日平均夜勤職員数又は月平均夜勤時間数</u>が以下のいずれかに該当する月においては、入所者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している介護医療院において、届け出していた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。 イ～ニ (略)</p> <p>⑥・⑦ (略)</p>	<p><u>善加算を算定できること。</u></p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 介護福祉施設サービス (1)～(37) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 介護保健施設サービス (1)～(40) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 介護療養施設サービス (1)～(32) (略)</p> <p>(33) サービス提供体制強化加算について ① 2の(19)①から④まで及び⑥を準用する。 ② (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) 介護職員処遇改善加算について 2の(20)を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>8 介護医療院サービス (1)～(4)</p> <p>(5) 夜勤体制による減算及び加算の特例について 介護医療院サービス費については、所定単位数及び夜間勤務等看護(I)から(IV)までを算定するための基準を夜勤職員基準において定めているところであるが、その取扱いについては、以下のとおりとすること。 ①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>1日平均夜勤職員数</u>が以下のいずれかに該当する月においては、入所者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している介護医療院において、届け出していた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>⑥・⑦ (略)</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

別紙2

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(6)～(34)</p> <p>(35) サービス提供体制強化加算について</p> <p>① 2の(20)①から④まで及び⑥を準用する。</p> <p>② (略)</p> <p>(36) 介護職員処遇改善加算について</p> <p>2の(21)を準用する。</p> <p><u>(37) 介護職員等特定処遇改善加算について</u></p> <p><u>2の(22)を準用する。</u></p>	<p>(6)～(34)</p> <p>(35) サービス提供体制強化加算について</p> <p>① 2の(19)①から④まで及び⑥を準用する。</p> <p>② (略)</p> <p>(36) 介護職員処遇改善加算について</p> <p>2の(20)を準用する。</p> <p>(新設)</p>

階段昇降																					
トイレへの移動																					
食事																					
排泄																					
整容																					
更衣 (含：靴・装具の着脱)																					
入浴																					
家事																					
コミュニケーション																					

リハビリテーション・プログラム、家族への指導、リスク管理、終了の目安・時期等

自己実施プログラム

前回計画書作成時からの改善・変化、プログラム変更内容 等

本人・家族への説明 R	年	月	日	本人サイン		家族サイン		説明者サイン	
-------------	---	---	---	-------	--	-------	--	--------	--

〈註〉：・健康状態・参加・活動(実行状況、能力)・心身機能・環境は、WHO ICF(国際生活機能分類)による
・詳細な内容が必要な場合は別紙記載の上、添付のこと

別紙様式1

リハビリテーション実施計画書(記載例)

計画評価実施日〇〇年 〇月〇〇日

利用者氏名	厚生花子	男・ ♀	T10年1月5日生 (81歳)	要介護度： 1	担当医： 〇〇	PT： 〇〇	OT： 〇〇	ST：	SW：	看護師： 〇〇												
健康状態(原因疾患、発症日等) 膝関節症(右強い、20年前から) +廃用症候群			合併疾患		廃用症候群： <input type="checkbox"/> 軽度 <input checked="" type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 重度 原因： 膝痛のための活動性低下			障害老人の日常生活自立度 正常 J1 J2 (A1) A2 B1 B2 C1 C2 認知症である老人の日常生活自立度 (正常) I IIa IIb IIIa IIIb IV M														
本人の希望 一人で外出したい(特に近所、買い物)						家族の希望 これ以上悪くなって欲しくない(平日は家事をして欲しい)																
目標 [到達時期]				評価項目・内容																		
参加 「主目標」	家庭内役割： 平日の主婦業 外出(目的・頻度等)： 買い物(週2回)、友人宅(週3回)、老人会(週1回)				家庭内役割： 特になし(2か月前まで平日の家事実施。現在嫁が行っているが、嫁はパートにも行っている。) 外出： 家族の介助時のみ(3か月前から介助必要)																	
	活 動	自立・介 護状況	自宅での実行状況(目標)：「する“活動”」						日常生活での実行状況：「している“活動”」				評価・訓練時の能力：「できる“活動”」									
項目		自 立	見 守 り	口 頭 指 示	一 部 介 助	全 介 助	行 わ ず	備 考	自 立	見 守 り	口 頭 指 示	一 部 介 助	全 介 助	行 わ ず	備 考	独 立	見 守 り	口 頭 指 示	一 部 介 助	全 介 助	行 わ ず	備 考
	屋外歩行 (含：家から の出入り)	レ					買い物：シルバー カー それ以外：四脚杖				レ			腕組み		レ						シルバーカー

階段昇降	レ						手すり						レ										
トイレへの移動	レ						家具配置換え つない歩きも	レ						レ									
食 事	レ							レ						レ									
排 泄	レ							レ						レ									
整 容	レ							レ						レ									
更 衣 (含：靴・装具の着脱)	レ							レ						レ									
入 浴		レ									レ				レ				伝い歩き指導 洗い椅子使用				
家 事	レ						平日の昼・夕食 掃除					レ				レ			膝への負担の少ない 方法の指導				
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン																							
								問題なし								問題なし							

リハビリテーション・プログラム、家族への指導、リスク管理、終了の目安・時期等

膝痛のために歩行・家事などの活動制限を生じ、それによって生活が不活発となり、廃用症候群が進行している状態。そのため個別リハとして、活動能力を向上させて生活を活発化させ、廃用症候群を改善していく。具体的には、

- 1) 膝に負担の少ない自宅生活での諸活動のやり方をPT・OTが指導し、自宅で行ってもらう。(特に家事は細かく指導していく。)(随時家族にも、自立までの介助方法を指導していく。)
- 2) 外出自立のために、適切な歩行補助具(買い物時はシルバーカー、それ以外は四脚杖)を使用した屋外移動、買い物等の活動能力向上訓練を行う。また家からの出入りや、靴の着脱能力向上をはかる。

外出が自立し、平日の家事が自立したら個別訓練は終了。その後は日常生活の中での活動性向上を指導していくことで、廃用症候群を改善させていく。

自己実施プログラム 下肢の運動(過用に注意)

前回計画書作成時からの改善・変化、プログラム変更内容 等

本人・家族への説明 R ○○ 年 ○ 月 ○ 日	本人サイン	厚生花子	家族サイン	厚生次郎	説明者サイン	○○
--------------------------	-------	------	-------	------	--------	----

〈註〉：・健康状態・参加・活動(実行状況、能力)・心身機能・環境は、WHO ICF(国際生活機能分類)による
・詳細な内容が必要な場合は別紙記載の上、添付のこと

別紙様式2

医療機関

担当医 科 殿

令和 年 月 日

介護老人保健施設の
所在地及び名称

電話番号

医師氏名

患者	氏名		男・女
	生年月日	明・大・昭 年 月 日生(歳)	
	要介護認定の状況	自立 要支援 要介護度(12345)	

紹介目的	(紹介後の方針に関する希望)
患者に関する注意事項	
備考	

- 備考 1 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2 必要がある場合は検査の記録等を添付すること。

主訴又は病名・既往歴及び家族歴	嗜好 薬剤アレルギー
現病歴	
現症	
検査所見	
治病歴	
現処方の方	

別紙様式3

口腔機能維持管理に関する実施記録

ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 明 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 昭	年	月	日	生まれ	歳
氏名		要介護度・病名等						
かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	入れ歯の使用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	同一月内の訪問歯科衛生指導(医療保険)の実施の有無(注)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

注：医療保険により訪問歯科衛生指導料(歯科衛生士によるお口の中の清掃又は入れ歯の清掃に関する実地指導)を請求している場合には、同一月内においては、介護保険による口腔機能維持管理加算の費用を請求することはできません。

1 口腔に関する問題点及び歯科医師からの指示内容の要点

(記入日：令和 年 月 日、記入者：)

①口腔に関する問題点 (該当する項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 歯みがき <input type="checkbox"/> かみにくさ <input type="checkbox"/> むせ <input type="checkbox"/> 口のかわき <input type="checkbox"/> 口臭 <input type="checkbox"/> 飲み込み <input type="checkbox"/> 会話 <input type="checkbox"/> 食べこぼし <input type="checkbox"/> 義歯(痛み・動揺・清掃状態・管理状態) <input type="checkbox"/> その他()
②歯科医師からの指示内容の要点	

2 実施した口腔ケアの内容の要点

月 日 (記入者：)	月 日 (記入者：)	月 日 (記入者：)	月 日 (記入者：)
<input type="checkbox"/> 口の中の状態の説明 <input type="checkbox"/> 歯みがき実地指導 <input type="checkbox"/> 義歯清掃・指導 <input type="checkbox"/> 食事姿勢や食環境の指導 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 口の中の状態の説明 <input type="checkbox"/> 歯みがき実地指導 <input type="checkbox"/> 義歯清掃・指導 <input type="checkbox"/> 食事姿勢や食環境の指導 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 口の中の状態の説明 <input type="checkbox"/> 歯みがき実地指導 <input type="checkbox"/> 義歯清掃・指導 <input type="checkbox"/> 食事姿勢や食環境の指導 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 口の中の状態の説明 <input type="checkbox"/> 歯みがき実地指導 <input type="checkbox"/> 義歯清掃・指導 <input type="checkbox"/> 食事姿勢や食環境の指導 <input type="checkbox"/> その他 ()

3 その他の事項

--

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u></p> <p><u>介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>3 介護予防訪問看護費</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ⑤における、介護予防訪問看護サービスの利用開始時とは、利用者が過去2月間（暦月）において当該介護予防訪問看護事業所から介護予防訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。また、利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>(20) 退院時共同指導加算</p> <p>① 退院時共同指導加算は、病院、<u>診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院するに当たり、介護予防訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院後、初回の介護予防訪問看護を実施した場合に、一人の利用者に当該者の退院につき一回（厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第五号を参照のこと。）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には二回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算は、初回の介護予防訪問看護を実施した日に算定すること。</u></p> <p>なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 介護予防通所リハビリテーション費</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 介護予防訪問看護費</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ ⑤における、介護予防訪問看護サービスの利用開始時とは、利用者が過去2月間（暦月）において当該介護予防訪問看護事業所から介護予防訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。また、利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>(20) 退院時共同指導加算</p> <p>① 退院時共同指導加算は、病院、<u>診療所に入院中の者が退院するに当たり、介護予防訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院後、初回の介護予防訪問看護を実施した場合に、一人の利用者に当該者の退院につき一回（厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第五号を参照のこと。）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には二回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算は、初回の介護予防訪問看護を実施した日に算定すること。</u></p> <p>なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 介護予防通所リハビリテーション費</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(9)を参照のこと。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>7 介護予防短期入所生活介護費 (1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u> <u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(9)を参照のこと。</u></p> <p>8 介護予防短期入所療養介護費 (1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u> <u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(9)を参照のこと。</u></p> <p>9 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1)～(8) (略) (9) 栄養スクリーニング加算について ①・② (略) (削る) (削る) (10)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 介護職員処遇改善加算の取扱い</u> <u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2(9)を参照のこと。</u></p> <p>10～11 (略)</p>	<p>(12) (略)</p> <p>7 介護予防短期入所生活介護費 (1)～(15) (略) (新設)</p> <p>8 介護予防短期入所療養介護費 (1)～(12) (略) (新設)</p> <p>9 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1)～(8) (略) (9) 栄養スクリーニング加算について ①・② (略) ③ (略) ④ (略) (10)～(12) (略) (新設)</p> <p>10～11 (略)</p>

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号・厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u></p> <p>3 夜間対応型訪問介護費 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) サービス提供体制強化加算について 2 (15)①から⑤を準用する。</p> <p>(8) 介護職員処遇改善加算について 2 (16)を準用する。</p> <p><u>(9) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2 (17)を準用する。</u></p> <p>3の2 地域密着型通所介護費 (1)～(21) (略)</p> <p>(22) サービス提供体制強化加算について ① 2 (15)④から⑦までを参照のこと。 ②・③ (略)</p> <p>(23) 介護職員処遇改善加算について 2の(16)を準用する。</p> <p><u>(24) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2の(17)を準用する。</u></p> <p>4 認知症対応型通所介護費 (1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2 (17)を準用する。</u></p> <p>5 小規模多機能型居宅介護費 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 生活機能向上連携加算について 2 (14)を準用する。</p> <p>(11) サービス提供体制強化加算の取扱い ① 2 (15)④から⑦までを参照のこと。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 夜間対応型訪問介護費 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) サービス提供体制強化加算について 2 (12)①から⑤を準用する。</p> <p>(8) 介護職員処遇改善加算について 2 (13)を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>3の2 地域密着型通所介護費 (1)～(21) (略)</p> <p>(22) サービス提供体制強化加算について ① 2 (12)④から⑦までを参照のこと。 ②・③ (略)</p> <p>(23) 介護職員処遇改善加算について 2の(17)を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>4 認知症対応型通所介護費 (1)～(15) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 小規模多機能型居宅介護費 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 生活機能向上連携加算について 2の2 (14)を準用する。</p> <p>(11) サービス提供体制強化加算の取扱い ① 2 (12)④から⑦までを参照のこと。</p>

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号・厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>②・③ (略)</p> <p>(12) 介護職員処遇改善加算について 2の(16)を準用する。</p> <p><u>(13) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2(17)を準用する。</p> <p>6 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 栄養スクリーニング加算について <u>3の2(15)①及び②を準用する。</u></p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p><u>(17) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2(17)を準用する。</p> <p>7 地域密着型特定施設入居者生活介護費</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 栄養スクリーニング加算について <u>3の2(15)①及び②を準用する。</u></p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2(17)を準用する。</p> <p>8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p><u>(39) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 2(17)を準用する。</p> <p>9 複合型サービス費</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 看護体制強化加算について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第78号イの(1)、(2)及び(3)の割合並びに(4)の人数((4)については、看護体制強化加算(I)に限る。)</u> について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合又は人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならないこと。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p><u>(18) 介護職員等特定処遇改善加算について</u></p>	<p>②・③ (略)</p> <p>(12) 介護職員処遇改善加算について 2の(13)を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>6 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 栄養スクリーニング加算について <u>3の2(15)を準用する。</u></p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 地域密着型特定施設入居者生活介護費</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 栄養スクリーニング加算について <u>3の2(15)を準用する。</u></p> <p>(12)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>9 複合型サービス費</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 看護体制強化加算について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第78号イ、ロ若しくはハの割合</u> について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならないこと。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p>

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号・厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 4

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>2(17)を準用する。</u> 第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>

別紙様式 1

口腔衛生管理に関する実施記録

ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 明 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 昭	年	月	日	生まれ	歳
氏名		要介護度・病名等						
かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	入れ歯の使用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	同一月内の訪問歯科衛生指導(医療保険)の実施の有無(注)		<input type="checkbox"/> あり()回 <input type="checkbox"/> なし		

注：医療保険により訪問歯科衛生指導料（歯科衛生士によるお口の中の清掃又は入れ歯の清掃に関する実地指導）を同一月内に3回以上算定された場合には、同一月内においては、介護保険による口腔衛生管理加算の費用を請求することはできません。

1 口腔に関する問題点及び歯科医師からの指示内容の要点

(記入日：令和 年 月 日、記入者：)

①口腔に関する問題点 (該当する項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 歯みがき <input type="checkbox"/> かみにくさ <input type="checkbox"/> むせ <input type="checkbox"/> 口のかわき <input type="checkbox"/> 口臭 <input type="checkbox"/> 飲み込み <input type="checkbox"/> 会話 <input type="checkbox"/> 食べこぼし <input type="checkbox"/> 義歯(痛み・動揺・清掃状態・管理状態) <input type="checkbox"/> その他()
②歯科医師からの指示内容の要点	

2 歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容及び介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容の要点

	月 日 (記入者：)	月 日 (記入者：)
口腔ケアの内容	<input type="checkbox"/> 口の中の状態の説明 <input type="checkbox"/> 歯みがき実地指導 <input type="checkbox"/> 義歯清掃・指導 <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 口の中の状態の説明 <input type="checkbox"/> 歯みがき実地指導 <input type="checkbox"/> 義歯清掃・指導 <input type="checkbox"/> その他 []
介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容	<input type="checkbox"/> 歯みがきの方法 <input type="checkbox"/> 義歯清掃の方法 <input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> 歯みがきの方法 <input type="checkbox"/> 義歯清掃の方法 <input type="checkbox"/> その他 []

3 その他の事項

--

排せつ支援計画書

計画作成日

氏名 殿 男 女
明・大・昭・平 年 月 日生 (歳)記入者名
医師名
看護師名

排せつの状態及び今後の見込み

	計画作成時点	6 か月後の見込み	
		支援を行った場合	支援を行わない場合
排尿の状態	介助されていない 見守り等 一部介助 全介助	介助されていない 見守り等 一部介助 全介助	介助されていない 見守り等 一部介助 全介助
排便の状態	介助されていない 見守り等 一部介助 全介助	介助されていない 見守り等 一部介助 全介助	介助されていない 見守り等 一部介助 全介助

※排せつの状態の評価については「認定調査員テキスト 2009 改訂版（平成 27 年 4 月改訂）」を参照。

排せつに介護を要する原因

支援計画

上記の内容、及び支援開始後であってもいつでも希望に応じて支援計画を中断又は中止できることについて説明を受け、理解した上で、支援計画にある支援の実施を希望します。

令和 年 月 日

氏名

※以下は加算の算定を終了した後に記載すること

加算終了時点の排せつに関する状態

排尿の状態	介助されていない・見守り等・一部介助・全介助
排便の状態	介助されていない・見守り等・一部介助・全介助

総括（実際に行った支援の内容、見込みとの差異があればその理由等を記載）

上記について説明を受け、理解しました。

令和 年 月 日

氏名

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 介護サービス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 訪問入浴介護</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 54 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 34 条まで及び第 35 条から第 38 条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで <u>((1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)</u>、(11)、(14)及び(20)から(22)まで、(24)から(28)まで <u>((20)の②なお書きを除く。)</u>を参照されたい。この場合において、居宅基準第 31 条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>三 訪問看護</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 準用</p> <p>居宅基準第 74 条の規定により、居宅基準第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、21 条、第 26 条、第 30 条から第 34 条まで及び第 35 条から第 38 条及び第 52 条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の<u>(1) (第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)</u>、(2)、(4)から(9)まで、(11)、(14)、(20)から(22)まで及び(24)から(28)まで並びに第 3 の二の 3 の(4)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>四 訪問リハビリテーション</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 準用</p> <p>居宅基準第 83 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64</p>	<p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 介護サービス</p> <p>一 (略)</p> <p>二 訪問入浴介護</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 54 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条第 30 条から第 34 条まで及び第 35 条から第 38 条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(20)から(22)まで、(24)から(28)まで <u>((20)の②なお書きを除く。)</u>を参照されたい。この場合において、居宅基準第 31 条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>三 訪問看護</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 準用</p> <p>居宅基準第 74 条の規定により、居宅基準第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、21 条、第 26 条、第 30 条から第 34 条まで及び第 35 条から第 38 条及び第 52 条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の<u>(1)、(2)、(4)から(9)まで</u>、(11)、(14)、(20)から(22)まで及び(24)から(28)まで並びに第 3 の二の 3 の(4)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>四 訪問リハビリテーション</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 準用</p> <p>居宅基準第 83 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>条及び第 65 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで<u>（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）</u>、(11)、(14)、(20) から(22) まで及び(24) から(28) まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>五 居宅療養管理指導</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 準用</p> <p>居宅基準第 91 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで<u>（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）</u>、(8)、(9)、(11)、(14) 、(20)から(22)まで及び(24)から(28)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 通所リハビリテーション</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 119 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで、第 64 条、第 65 条、第 96 条及び第 101 条から第 103 条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第 3 の一の 3 の(1)から(7)まで<u>（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）</u>、(9)、(11)、(14)、(15)、(22)及び(24)から(28)まで、第 3 の三の 3 の(2)並びに第 3 の六の 3 の(1)、(5)及び(6)を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>八～十の二 (略)</p> <p>十一 福祉用具貸与</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p>	<p>条及び第 65 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)、(20)から(22)まで及び(24)から(28)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>五 居宅療養管理指導</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 準用</p> <p>居宅基準第 91 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで、(8)、(9)、(11)、(14)及び(19)から(26)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 通所リハビリテーション</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 119 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで、第 64 条、第 65 条、第 96 条及び第 101 条から第 103 条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第 3 の一の 3 の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)、(22)及び(24)から(28)まで、第 3 の三の 3 の(2)並びに第 3 の六の 3 の(1)、(5)及び(6)を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>八～十の二 (略)</p> <p>十一 福祉用具貸与</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 準用</p> <p>居宅基準第 205 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 33 条から第 38 条まで、第 52 条並びに第 101 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）、(11)、(14)、(22)及び(24)から(28)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の六の 3 の(5)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>4 基準該当福祉用具貸与に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 準用</p> <p>居宅基準第 206 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 33 条から第 35 条まで、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 36 条の 2 から第 38 条まで、第 52 条、第 101 条第 1 項及び第 2 項、第 193 条、第 195 条、第 196 条並びに第 4 節（第 197 条第 1 項及び第 205 条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）、(7)から(9)まで、(11)、(14)、(22)及び(24)から(28)まで、第 3 の二の 3 の(4)、第 3 の六の 3 の(5)並びに第 3 の十一の 1（(1)の③を除く。）から 3 までを参照されたい。なお、この場合において、準用される居宅基準第 197 条第 2 項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、ならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100 分の 90、100 分の 80 又は 100 分の 70 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p> <p>十二 特定福祉用具販売</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 216 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 26 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 52 条、第 101 条第 1 項及び第 2 項、第 198 条、第 200 条から第 202 条まで並びに第 204 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 準用</p> <p>居宅基準第 205 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 33 条から第 38 条まで、第 52 条並びに第 101 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(26)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の六の 3 の(5)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>4 基準該当福祉用具貸与に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 準用</p> <p>居宅基準第 206 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 33 条から第 35 条まで、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 36 条の 2 から第 38 条まで、第 52 条、第 101 条第 1 項及び第 2 項、第 193 条、第 195 条、第 196 条並びに第 4 節（第 197 条第 1 項及び第 205 条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(26)まで、第 3 の二の 3 の(4)、第 3 の六の 3 の(5)並びに第 3 の十一の 1（(1)の③を除く。）から 3 までを参照されたい。なお、この場合において、準用される居宅基準第 197 条第 2 項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、ならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100 分の 90、100 分の 80 又は 100 分の 70 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p> <p>十二 特定福祉用具販売</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 216 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 26 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 52 条、第 101 条第 1 項及び第 2 項、第 198 条、第 200 条から第 202 条まで並びに第 204 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで（(1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）、(7)及び(8)、(14)、(21)、(22)及び(24)から(28)まで、第 3 の二の 3 の(4)、第 3 の六の 3 の(5)、第 3 の十一の 3 の(2)、(4)及び(5)を参照されたい。</p> <p>この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>第 4 （略）</p>	<p>用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで、(7)及び(8)、(14)、(20)から(26)まで、第 3 の二の 3 の(4)、第 3 の六の 3 の(5)、第 3 の十一の 3 の(2)、(4)及び(5)を参照されたい。</p> <p>この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>第 4 （略）</p>

(別紙様式)

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する

開始
変更
休止・廃止
※1

届出書

令和 年 月 日

各指定権者 殿

法人所在地
名 称
代表者氏名

印

基本情報	事業所情報	フリガナ		事業所 番号							
		名称									
		フリガナ		連絡先	(緊急時) — —						
	代表者氏名		— —								
	所在地	(〒 —)									
	宿泊サービスの開始・廃止・休止予定年月日 (既に開始している場合はその年月日)	平成/令和 年 月 日									
宿泊サービス	利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日	
	提供時間	：	その他年 間の休日								
	～										
	：										
1泊当たりの 利用料金	宿泊	円	夕食	円	朝食	円					
人員関係	人員	宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数	人	時間帯での増員(※2)	夕食介助	：	～	：	人		
		配置する職員の保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者()								
設備関係	宿泊室	個室	合計	床面積(※3)							
			(室)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)			
		個室以外	合計	場所(※4)	利用定員	床面積(※3)	プライバシー確保の方法(※5)				
			(室)	()	(人)	(m ²)					
				()	(人)	(m ²)					
	()			(人)	(m ²)						
	()	(人)		(m ²)							
	消防設備	消火器	有・無		スプリンクラー設備			有・無			
		自動火災報知設備	有・無		消防機関へ通報する火災報知設備			有・無			

※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記載すること。

※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。

※3 小数点第二位まで(小数点第三位以下を切り捨て)記載すること。

※4 指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)

※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 地域密着型サービス</p> <p>一 （略）</p> <p>二 夜間対応型訪問介護</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 運営に関する基準</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7） 地域との連携</p> <p>基準第 16 条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第 3 条の 37 第 3 項の規定と同趣旨であるため、<u>第 3 の一の 4 の (26) の④を参照されたい。</u></p> <p>二の二 地域密着型通所介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 機能訓練指導員（基準第 20 条第 6 項）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した<u>経験を有する者に限る。</u>）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>（4） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 共生型地域密着型通所介護に関する基準</p> <p>共生型地域密着型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定地域密着型通所介護をいうものであり、共生型地域密着型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） その他の共生型サービスについて</p>	<p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 地域密着型サービス</p> <p>一 （略）</p> <p>二 夜間対応型訪問介護</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 運営に関する基準</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7） 地域との連携</p> <p>基準第 16 条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第 3 条の 37 第 3 項の規定と同趣旨であるため、<u>第 3 の一の 4 の (26) の③を参照されたい。</u></p> <p>二の二 地域密着型通所介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 機能訓練指導員（基準第 20 条第 6 項）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した<u>経験を有する者に限る。</u>）の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>（4） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 共生型地域密着型通所介護に関する基準</p> <p>共生型地域密着型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定地域密着型通所介護をいうものであり、共生型地域密着型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） その他の共生型サービスについて</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの ・ 法令上、「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているもの <p>についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。</p> <p>なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を<u>受けるかどうか</u>判断することとなる。</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>三～六 (略)</p> <p>七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員に関する基準（基準第 131 条）</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 基準第 131 条第 16 項の規定は、小規模多機能型居宅介護に係る第 63 条第 6 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の四の 2 の(1)の②のチを参照されたい。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用料等の受領</p> <p>① 基準第 136 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、指定夜間対応型訪問介護に係る第 21 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の一の 4 の(12)の①、②及び④を参照されたい。ただし、第 136 条第 3 項第 1 号から第 4 号までの利用料に係る同意については、文章によって得なければならないこととしたものである。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(5)～(23) (略)</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(1) (略)</p>	<p>高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの ・ 法令上、「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているもの <p>についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。</p> <p>なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を<u>受けるどうか</u>判断することとなる。</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>三～六 (略)</p> <p>七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員に関する基準（基準第 131 条）</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 基準第 131 条第 16 項の規定は、小規模多機能型居宅介護に係る第 63 条第 6 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の三の 2 の(1)の①のトを参照されたい。</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用料等の受領</p> <p>① 基準第 136 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、指定夜間対応型訪問介護に係る第 21 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の一の 4 の(11)の①、②及び④を参照されたい。ただし、第 136 条第 3 項第 1 号から第 4 号までの利用料に係る同意については、文章によって得なければならないこととしたものである。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(5)～(23) (略)</p> <p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(1) (略)</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(2) 設備に関する要件（基準第 160 条）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>⑨ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備については、前記の①から⑧までによるほか、<u>第 3 の七の 3</u>を準用する。</p> <p>(3) 利用料等の受領</p> <p><u>第 3 の七の 4 (3)</u>は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において<u>第 3 の七の 4 の (3) の ①及び②</u>中「基準第 136 条」とあるのは「基準第 161 条」と読み替えるものとする。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 介護</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における介護については、前記①から③までによるほか、<u>第 3 の七の 4 (6) の ③から⑦</u>までを準用する。この場合において、<u>第 3 の七の 4 (6) の ⑦</u>中「第 7 項」とあるのは「第 8 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(6) 食事</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における食事については、前記の①及び②によるほか、<u>第 3 の七の 4 の (7) の ①から⑦</u>までを準用する。</p> <p>(7) 社会生活上の便宜の提供等</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、前記の①及び②によるほか、<u>第 3 の七の 4 の (9) の ②から④</u>までを準用する。この場合において、<u>第 3 の七の 4 の (9) の ②</u>中「同条第 2 項」とあるのは「第 165 条第 2 項」と、同③中「同条第 3 項」とあるのは「第 165 条第 3 項」と、同④中「同条第 4 項」とあるのは「第 165 条第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(8) 運営規程(基準第 116 条)</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>第 3 の七の 4 の (16) の ①及び③</u>から⑤までは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第 3 の七の 4 の (16) 中</u>「基準第 148 条」とあるのは「基準第 166 条」と、「同条第 1 号から第 7 号まで」とあるのは「同条第 1 号から第 8 号まで」と、同③中「第 5 号」とあるのは「第 6 号」と、同④中「第 6 号」とあるのは「第 7 号」と、同⑤中「第 7 号」とあるのは「第 8 号」と読み替えるものとする。</p> <p>(9) 勤務体制の確保等</p> <p>①・②（略）</p>	<p>(2) 設備に関する要件（基準第 160 条）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>⑨ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備については、前記の①から⑧までによるほか、<u>第 3 の六の 3</u>を準用する。</p> <p>(3) 利用料等の受領</p> <p><u>第 3 の六の 4 (3)</u>は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において<u>第 3 の六の 4 の (3) の ①及び②</u>中「基準第 136 条」とあるのは「基準第 161 条」と読み替えるものとする。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 介護</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における介護については、前記①から③までによるほか、<u>第 3 の六の 4 (6) の ③から⑦</u>までを準用する。この場合において、<u>第 3 の六の 4 (6) の ⑦</u>中「第 7 項」とあるのは「第 8 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(6) 食事</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における食事については、前記の①及び②によるほか、<u>第 3 の六の 4 の (7) の ①から⑦</u>までを準用する。</p> <p>(7) 社会生活上の便宜の提供等</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、前記の①及び②によるほか、<u>第 3 の六の 4 の (9) の ②から④</u>までを準用する。この場合において、<u>第 3 の六の 4 の (9) の ②</u>中「同条第 2 項」とあるのは「第 165 条第 2 項」と、同③中「同条第 3 項」とあるのは「第 165 条第 3 項」と、同④中「同条第 4 項」とあるのは「第 165 条第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(8) 運営規程(基準第 116 条)</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>第 3 の六の 4 の (15) の ①及び③</u>から⑤までは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第 3 の六の 4 の (15) 中</u>「基準第 148 条」とあるのは「基準第 166 条」と、「同条第 1 号から第 7 号まで」とあるのは「同条第 1 号から第 8 号まで」と、同③中「第 5 号」とあるのは「第 6 号」と、同④中「第 6 号」とあるのは「第 7 号」と、同⑤中「第 7 号」とあるのは「第 8 号」と読み替えるものとする。</p> <p>(9) 勤務体制の確保等</p> <p>①・②（略）</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）

（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、前記の①及び②によるほか、<u>第 3 の七の 4 の(17)</u>を準用する。この場合において、<u>第 3 の七の 4 の(17)</u>中「第 149 条」とあるのは「第 167 条」と、同②中「同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、同③中「同条第 3 項」とあるのは「同条第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>第 4 (略)</p>	<p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、前記の①及び②によるほか、<u>第 3 の六の 4 の(16)</u>を準用する。この場合において、<u>第 3 の六の 4 の(16)</u>中「第 149 条」とあるのは「第 167 条」と、同②中「同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、同③中「同条第 3 項」とあるのは「同条第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>第 4 (略)</p>

(別紙様式)

指定認知症対応型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する

開始
変更
休止・廃止

届出書

※1

令和 年 月 日

各指定権者 殿

法人所在地
名 称
代表者氏名

印

基本情報	事業所情報	フリガナ		事業所 番号						
		名称								
		フリガナ		連絡先	(緊急時) — —					
		代表者氏名			— —					
		所在地	(〒 —)							
	宿泊サービスの開始・廃止・休止予定年月日 (既に開始している場合はその年月日)	平成/令和 年 月 日								
宿泊サービス	利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日
	提供時間	：	その他年 間の休日							
	～									
	：									
1泊当たりの 利用料金	宿泊	円	夕食	円	朝食	円				
人員関係	人員	宿泊サービスの提供 時間帯を通じて 配置する職員数	人	時間帯での 増員(※2)	夕食介助	：	～	：	人	
		配置する職員の 保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者()							
	設備関係	個室	合計	床面積(※3)						
(室)			(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)			
個室以外		合計	場所 (※4)	利用定員	床面積 (※3)	プライバシー確保の方法 (※5)				
		(室)	()	(人)	(m ²)					
			()	(人)	(m ²)					
	()		(人)	(m ²)						
()	(人)		(m ²)							
消防設備	消火器	有 ・ 無		スプリンクラー設備			有 ・ 無			
	自動火災報知 設備	有 ・ 無		消防機関へ通報する火災 報知設備			有 ・ 無			

※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記載すること。

※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。

※3 小数点第二位まで(小数点第三位以下を切り捨て)記載すること。

※4 指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)

※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)

(別紙 1)

居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出書

		区 分	
		新規・変更	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		生年月日	
		性 別	
		明・大・昭 年 月 日	
		男・女	
居宅サービス計画の作成を依頼 (変更) する事業者			
事業者の事業 所名		事業所の所 在 地	
		電話番号 ()	
事業所を変更する場合の 事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
		変更年月日 (平成/令和 年 月 日付)	
小規模多機能型居宅介護 の利用開始月における居 宅サービス等の利用の有 無		※小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス (居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を 除く。)及び地域密着型サービス(夜間対応型訪問 介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同 生活介護(短期利用型)に限る。)の利用の有無を 記入してください。	
<input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用あり (利用したサービス :)			
<input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用なし			
〇〇市(町村)長 様 上記の小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画の作成を依頼する ことを届出します。 令和 年 月 日 住 所 電話番号 () 被保険者 氏 名			
保険者確認 欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複		
	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号		

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず〇〇市(町村)に届け出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（抄）
（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>基準第 13 条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。</p> <p>なお、利用者の課題分析（第 6 号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第 12 号）に掲げる一連の業務については、基準第 1 条の 2 に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切な対応しなければならない。</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑳ 主治の医師等の意見等（第 19 号・第 19 号の 2・第 20 号）</p> <p>訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、<u>主治の医師等</u>がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあつては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。</p> <p>このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。</p> <p>なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあつて、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、介護支援専門員は、当該留意点を尊重して居宅介護支援を行うものとする。</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>基準第 13 条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。</p> <p>なお、利用者の課題分析（第 6 号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第 12 号）に掲げる一連の業務については、基準第 1 条の 2 に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切な対応しなければならない。</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑳ 主治の医師等の意見等（第 19 号・第 19 号の 2・第 20 号）</p> <p>訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、<u>主治の医師又は歯科医師</u>（以下「主治の医師等」という。）等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあつては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。</p> <p>このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。</p> <p>なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあつて、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、介護支援専門員は、当該留意点を尊重して居宅介護支援を行うものとする。</p>

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（抄）
（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
⑳～㉔（略） （8）～（19）（略） 4（略）	⑳～㉔（略） （8）～（19）（略） 4（略）

○ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（抄）
（平成 30 年 3 月 22 日老老発第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 施設及び設備に関する基準</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 経過措置</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物の耐火構造については、<u>新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、</u>基準省令第 6 条第 1 項第 1 号の規定は適用せず、建築基準法の基準によるものでよいこととする。（基準省令附則第 3 条）</p> <p>(3) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、<u>新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、</u>転換前の医療法による基準と同等のものでよいこととする。（基準省令附則第 4 条）</p> <p>(4) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、<u>新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、</u>内法による測定で、1.2 メートル以上（ただし、両側に療養室等又はエレベーター室がある廊下の幅は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、内法による測定で、1.6 メートル以上）であればよいこととする。（基準省令附則第 5 条）</p> <p>第 5・6 （略）</p>	<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 施設及び設備に関する基準</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 経過措置</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物の耐火構造については、基準省令第 6 条第 1 項第 1 号の規定は適用せず、建築基準法の基準によるものでよいこととする。（基準省令附則第 3 条）</p> <p>(3) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、転換前の医療法による基準と同等のものでよいこととする。（基準省令附則第 4 条）</p> <p>(4) 療養病床等を有する病院又は療養病床等を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の療養病床等を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2 メートル以上（ただし、両側に療養室等又はエレベーター室がある廊下の幅は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、内法による測定で、1.6 メートル以上）であればよいこととする。（基準省令附則第 5 条）</p> <p>第 5・6 （略）</p>

○ リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について（抄）
 （平成 30 年 3 月 22 日老老発第 2 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第1 リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方 (1) リハビリテーションマネジメントについて ①～③ (略) ④ 評価 (Check)、改善 (Action) イ (略) ロ サービスの利用終了時の説明等 a (略) b 利用終了時に、担当の介護支援専門員や計画的な医学的管理を行っている医師に対し、 リハビリテーションの観点から必要な情報提供を行うこと。 第2～第4 (略)</p>	<p>第1 リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方 (1) リハビリテーションマネジメントについて ①～③ (略) ④ 評価 (Check)、改善 (Action) イ (略) ロ サービスの利用終了時の説明等 a (略) b 利用終了時に、担当の介護支援専門員や計画的な医学的管理を行っている医師に対し、 リハビリテーションの観点からに<u>必要な観点から</u>情報提供を行うこと。 第2～第4 (略)</p>

■本人の希望(したい又はできるようにになりたい生活の希望等)	■家族の希望(本人にしてほしい生活内容、家族が支援できること等)

健康状態、経過

原因疾病: _____ 発症日・受傷日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 直近の入院日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 直近の退院日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

治療経過(手術がある場合は手術日・術式等): _____

合併疾患・コントロール状態(高血圧、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等): _____

これまでのリハビリテーションの実施状況(プログラムの実施内容、頻度、量等): _____

目標設定等支援・管理シート: □あり □なし 日常生活自立度: J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準: I、IIa、IIb、IIIa、IIIb、IV、M

心身機能・構造

項目	現在の状況	活動への支障	将来の見込み(※)
筋力低下	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
麻痺	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
感覚機能障害	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
関節可動域制限	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
摂食嚥下障害	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
失語症・構音障害	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
見当識障害	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
記憶障害	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
その他の高次脳機能障害()	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
栄養障害	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
褥瘡	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
疼痛	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化
精神行動障害(BPSD)	□あり □なし	□あり □なし	□改善 □維持 □悪化

※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する

活動(基本動作、移動能力、認知機能等)

項目	現在の状況	将来の見込み(※)
寝返り	□自立 □一部介助 □全介助	□改善 □維持 □悪化
起き上がり	□自立 □一部介助 □全介助	□改善 □維持 □悪化
座位	□自立 □一部介助 □全介助	□改善 □維持 □悪化
立ち上がり	いすから	□自立 □一部介助 □全介助
	床から	□自立 □一部介助 □全介助
立位保持	□自立 □一部介助 □全介助	□改善 □維持 □悪化
□6分間歩行試験		□改善 □維持 □悪化
□Timed Up & Go Test		□改善 □維持 □悪化
□MMSE		□改善 □維持 □悪化
□HDS-R		□改善 □維持 □悪化
服薬管理	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	□改善 □維持 □悪化
コミュニケーションの状況		□改善 □維持 □悪化

環境因子(※課題ありの場合□現状と将来の見込みについて記載する)

課題	状況
家族	□ □独居 □同居()
福祉用具等	□杖 □装具 □歩行器 □車いす □手すり □ベッド □ポータブルトイレ 調整 □済 □未調整
住環境	□一戸建 □集合住宅:居住階()階 □階段、□エレベータ □手すり(設置場所:) □食卓(□座卓 □テーブル・いす) □トイレ(□洋式 □和式 □ポータブルトイレ) 調整 □済 □改修中 □未調整
自宅周辺	□
社会参加	□
交通機関の利用	□有() □無
サービスの利用	□
その他	□

活動(ADL)(※「している」状況について記載する)

項目	自立	一部介助	全介助	将来の見込み(※)
食事	10	5	0	□改善 □維持 □悪化
イスとベッド間の移乗	15	10 ← 監視下	0	□改善 □維持 □悪化
座れるが移れない→	5	0	0	□改善 □維持 □悪化
整容	5	0	0	□改善 □維持 □悪化
トイレ動作	10	5	0	□改善 □維持 □悪化
入浴	5	0	0	□改善 □維持 □悪化
平地歩行	15	10 ← 歩行器等	0	□改善 □維持 □悪化
車椅子操作が可能→	5	0	0	□改善 □維持 □悪化
階段昇降	10	5	0	□改善 □維持 □悪化
更衣	10	5	0	□改善 □維持 □悪化
排便コントロール	10	5	0	□改善 □維持 □悪化
排尿コントロール	10	5	0	□改善 □維持 □悪化
合計点				

※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する

社会参加の状況(過去実施していたものと現状について記載する)

家庭内の役割の内容	
余暇活動(内容および頻度)	
社会地域活動(内容および頻度)	
リハビリテーション終了後にやりたい社会参加等の取組	

リハビリテーションの目標

(長期)

(短期(今後3ヶ月間))

リハビリテーションの方針(今後3ヶ月間)

リハビリテーション実施上の留意点

(開始前・訓練中の留意事項、運動強度・負荷量等)

リハビリテーション終了の目安・時期

特記事項: _____

<p>■ 居宅サービス計画の総合的援助の方針</p>	<p>■ 居宅サービス計画の解決すべき具体的な課題</p>
<p>■ 他の利用サービス</p> <p><input type="checkbox"/> (地域密着型)通所介護(週 回) <input type="checkbox"/>訪問介護(週 回) <input type="checkbox"/>訪問リハ・通所リハ(週 回) <input type="checkbox"/>訪問看護(週 回)</p> <p><input type="checkbox"/>通所型サービス(週 回) <input type="checkbox"/>訪問型サービス(週 回) <input type="checkbox"/>その他()</p>	

<p>■ 活動(IADL)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>アセスメント項目</th> <th>前回点数</th> <th>現状</th> <th>将来の見込み(※)</th> <th>評価内容の記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食事の用意</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td rowspan="3">0:していない 1:まれにしている 2:週に1~2回 3:週に3回以上</td> </tr> <tr> <td>食事の片付け</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>洗濯</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>掃除や整頓</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td rowspan="3">0:していない 1:まれにしている 2:週に1回未満 3:週に1回以上</td> </tr> <tr> <td>方仕事</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>買物</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>外出</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td rowspan="3">0:していない 1:時々 2:定期的に行っている 3:代替もしている</td> </tr> <tr> <td>屋外歩行</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>趣味</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>交通手段の利用</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td rowspan="3">0:していない 1:電球の取替、ねじ止めなど 2:ペンキ塗り、模様替え、洗車 3:家の修理、車の整備</td> </tr> <tr> <td>旅行</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>庭仕事</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>家や車の手入れ</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td rowspan="3">0:読んでいない、1:まれに 2:月1回程度、3:月2回以上</td> </tr> <tr> <td>読書</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>仕事</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>合計点数</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する</td> </tr> </tbody> </table>	アセスメント項目	前回点数	現状	将来の見込み(※)	評価内容の記載方法	食事の用意			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:まれにしている 2:週に1~2回 3:週に3回以上	食事の片付け			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	洗濯			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	掃除や整頓			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:まれにしている 2:週に1回未満 3:週に1回以上	方仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	買物			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	外出			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:時々 2:定期的に行っている 3:代替もしている	屋外歩行			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	趣味			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	交通手段の利用			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:電球の取替、ねじ止めなど 2:ペンキ塗り、模様替え、洗車 3:家の修理、車の整備	旅行			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	庭仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	家や車の手入れ			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:読んでいない、1:まれに 2:月1回程度、3:月2回以上	読書			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	合計点数			※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する		<p>■ 活動と参加に影響を及ぼす課題の要因分析</p> <p>■ 活動と参加において重要性の高い課題</p> <p>■ 活動と参加に影響を及ぼす機能障害の課題</p> <p>■ 活動と参加に影響を及ぼす機能障害以外の要因</p>
アセスメント項目	前回点数	現状	将来の見込み(※)	評価内容の記載方法																																																																								
食事の用意			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:まれにしている 2:週に1~2回 3:週に3回以上																																																																								
食事の片付け			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
洗濯			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
掃除や整頓			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:まれにしている 2:週に1回未満 3:週に1回以上																																																																								
方仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
買物			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
外出			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:時々 2:定期的に行っている 3:代替もしている																																																																								
屋外歩行			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
趣味			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
交通手段の利用			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:電球の取替、ねじ止めなど 2:ペンキ塗り、模様替え、洗車 3:家の修理、車の整備																																																																								
旅行			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
庭仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
家や車の手入れ			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:読んでいない、1:まれに 2:月1回程度、3:月2回以上																																																																								
読書			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
合計点数			※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する																																																																									

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)

■ リハビリテーションサービス		訪問・通所頻度()		利用時間()		送迎なし		訪問の必要性	
No.	目標(解決すべき課題)	期間	具体的支援内容	頻度	時間	(何を目的に(～のために)～をする)		いつ頃	
				週 回	分/回			いつ頃	
				週 回	分/回			いつ頃	
				週 回	分/回			いつ頃	
				週 回	分/回			いつ頃	
				週 回	分/回			いつ頃	
				週合計時間					

■ サービス提供中の具体的対応 ※訪問リハビリテーションで活用する場合は下記の記載は不要。

	開始～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～4時間	4時間～5時間	5時間～6時間	6時間～7時間	7時間～8時間	～()
利用者									
看護職員									
介護職員									
理学療法士									
作業療法士									
言語聴覚士									
その他									
()									
必要なケアとその方法									

訪問介護の担当者で共有すべき事項

訪問看護の担当者で共有すべき事項

その他、共有すべき事項()

※下記の支援機関にこの計画書を共有し、チームで支援をしていきます。
【情報提供先】 介護支援専門員 医師 (地域密着型)通所介護 ()

■ 社会参加支援評価

訪問日(年 月 日) 居宅サービス計画(訪問しない理由:)

サービス等利用あり → (介護予防) (地域密着型、認知症対応型)通所介護(週 回) (介護予防)通所リハ(週 回) 通所型サービス(週 回) 訪問型サービス(週 回)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護(週 回) 看護小規模多機能型居宅介護(週 回) 地域活動へ参加() 家庭で役割あり 就労

■ 現在の生活状況

○ ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（抄）
 （平成 30 年 4 月 6 日老振発第 1 号・老老発第 3 号厚生労働省老健局振興課・老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>1 ADL維持等加算の概要</p> <p>ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして<u>申し出た年</u>においては、<u>申出の日</u>の属する月から同年12月までの期間。））内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。</p> <p>ADL維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ</p> <p>(1) 事業所による届出について</p> <p>加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の<u>7月</u>までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>申出</u>（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>申出</u>は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として<u>申し出る</u>ことが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>1 ADL維持等加算の概要</p> <p>ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして<u>届け出た年</u>においては、<u>届出の日</u>の属する月から同年12月までの期間。））内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。</p> <p>ADL維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ</p> <p>(1) 事業所による届出について</p> <p>加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の<u>12月15日</u>までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>届出</u>（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>届出</u>は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として<u>届出</u>ることが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

別紙 11

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）については、本年2月10日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第20号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）については、本年2月10日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p>
記	記
第1～第4 (略)	第1～第4 (略)
第5 体制状況一覧表の記載要領について	第5 体制状況一覧表の記載要領について
1 (略)	1 (略)
2 訪問介護	2 訪問介護
①～⑦ (略)	①～⑦ (略)
⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第4号の2イに該当する場合は、 <u>「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u>	(新設)
3 訪問入浴介護	3 訪問入浴介護
①～④ (略)	①～④ (略)
⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第6号の2イに該当する場合は、 <u>「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u>	(新設)
4～6 (略)	4～6 (略)
7 通所介護	7 通所介護
①～⑰ (略)	①～⑰ (略)
⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。	(新設)
8 通所リハビリテーション	8 通所リハビリテーション
①～⑰ (略)	①～⑰ (略)
⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。	(新設)
9 (略)	9 (略)
10 短期入所生活介護	10 短期入所生活介護
①～⑱ (略)	①～⑱ (略)
⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。	(新設)
⑳ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④、⑦、⑧、⑩から⑬及び⑮から⑲については内容が重複するので、届出は不要とすること。	⑲ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④、⑦、⑧、⑩から⑬及び⑮から⑲については内容が重複するので、届出は不要とすること。
介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。	介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。
なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を確認すれば足りるものである。	なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を確認すれば足りるものである。
11 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）	11 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）
①～⑰ (略)	①～⑰ (略)
⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。	(新設)
⑲ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③から⑩まで及び⑫から⑱までについては、内容が重複するので、届出は不要とすること。	⑱ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③から⑩まで及び⑫から⑱までについては、内容が重複するので、届出は不要とすること。
12 短期入所療養介護（病院療養型）	12 短期入所療養介護（病院療養型）
①～⑰ (略)	①～⑰ (略)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>⑱ 介護療養型医療施設の「療養型」に係る届出をした場合は、③、④、⑤（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑥から⑨まで及び⑩から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>13 短期入所療養介護（診療所型） ①～⑬（略）</p> <p>⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>⑳ 介護療養型医療施設の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④、⑥及び⑧から⑭までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>14 短期入所療養介護（認知症疾患型） ①～⑩（略）</p> <p>㉑ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉒ 介護療養型医療施設の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③から⑤まで及び⑦から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>15 短期入所療養介護（介護医療院型） ①～⑮（略）</p> <p>㉓ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉔ 「介護医療院」に係る届出をした場合は、②、③、④（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑤から⑦まで及び⑨から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>16 特定施設入居者生活介護 ①～⑬（略）</p> <p>㉕ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第44号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>17 特定施設入居者生活介護（短期利用型） ①～⑦（略）</p> <p>㉖ 「介護職員等特定処遇改善加算」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、16㉔を準用されたい。</p> <p>㉗（略）</p> <p>18（略）</p> <p>19 介護福祉施設サービス ①～㉕（略）</p> <p>㉘ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第88号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>20 介護老人保健施設 ①～⑩（略）</p> <p>㉙ 「ターミナルケア体制」については、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第65号に該当する場合は、「あり」と記載させること。</p> <p>㉚～㉜（略）</p> <p>㉝ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>21 介護療養型医療施設（病院療養型） ①～⑩（略）</p> <p>㉞ 「若年性認知症患者受入加算」については、大臣基準告示第96号に該当する場合に、「あり」</p>	<p>（新設）</p> <p>⑰ 介護療養型医療施設の「療養型」に係る届出をした場合は、③、④、⑤（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑥から⑨まで及び⑩から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>13 短期入所療養介護（診療所型） ①～⑬（略） （新設）</p> <p>⑲ 介護療養型医療施設の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④、⑥及び⑧から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>14 短期入所療養介護（認知症疾患型） ①～⑩（略） （新設）</p> <p>㉑ 介護療養型医療施設の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③から⑤まで及び⑦から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>15 短期入所療養介護（介護医療院型） ①～⑮（略） （新設）</p> <p>㉓ 「介護医療院」に係る届出をした場合は、②、③、④（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑤から⑦まで及び⑨から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p> <p>16 特定施設入居者生活介護 ①～⑬（略） （新設）</p> <p>17 特定施設入居者生活介護（短期利用型） ①～⑦（略） （新設）</p> <p>㉖（略）</p> <p>18（略）</p> <p>19 介護福祉施設サービス ①～㉕（略） （新設）</p> <p>20 介護老人保健施設 ①～⑩（略）</p> <p>㉙ 「ターミナルケア体制」については、利用者等告示第65号に該当する場合は、「あり」と記載させること。</p> <p>㉚～㉜（略） （新設）</p> <p>21 介護療養型医療施設（病院療養型） ①～⑩（略）</p> <p>㉞ 「ターミナルケア体制」については、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>と記載させること。 ⑫～⑰（略） <u>⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 22 介護療養型医療施設（診療所型） ①～⑮（略） <u>⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 23 介護療養型医療施設（認知症疾患型） ①～⑬（略） <u>⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 24 介護医療院 ①～⑱（略） <u>⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 25 介護予防訪問入浴介護 ①～④（略） <u>⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> 26～28（略） 29 介護予防通所リハビリテーション ①～⑫（略） <u>⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> <u>⑭（略）</u> 30（略） 31 介護予防短期入所生活介護 ①～⑮（略） <u>⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> <u>⑰（略）</u> <u>⑱（略）</u> 32 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ①～⑮（略） <u>⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> <u>⑰（略）</u> <u>⑱（略）</u> 33 介護予防短期入所療養介護（病院療養型） ①～⑱（略） <u>⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</u> <u>⑱（略）</u> <u>⑲（略）</u> 34 介護予防短期入所療養介護（診療所型） ①～⑬（略）</p>	<p>年厚生労働省告示第94号）第65号に該当する場合は、「あり」と記載させること。 ⑫～⑰（略） （新設） 22 介護療養型医療施設（診療所型） ①～⑮（略） （新設） 23 介護療養型医療施設（認知症疾患型） ①～⑬（略） （新設） 24 介護医療院 ①～⑱（略） （新設） 25 介護予防訪問入浴介護 ①～④（略） （新設） 26～28（略） 29 介護予防通所リハビリテーション ①～⑫（略） （新設） ⑬（略） 30（略） 31 介護予防短期入所生活介護 ①～⑮（略） （新設） ⑯（略） ⑰（略） 32 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ①～⑮（略） （新設） ⑯（略） ⑰（略） 33 介護予防短期入所療養介護（病院療養型） ①～⑱（略） （新設） ⑱（略） ⑲（略） 34 介護予防短期入所療養介護（診療所型） ①～⑬（略）</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>⑮ (略)</p> <p>⑯ (略)</p> <p>35 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）</p> <p>⑰～⑳ (略)</p> <p>㉑ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉒ (略)</p> <p>㉓ (略)</p> <p>36 介護予防短期入所療養介護（介護医療院型）</p> <p>⑳～㉔ (略)</p> <p>㉕ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉖ (略)</p> <p>37 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>㉗～㉙ (略)</p> <p>㉚ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。</p> <p>㉛ (略)</p> <p>38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>㉜～㉞ (略)</p> <p>㉟ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第48号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>39 夜間対応型訪問介護</p> <p>㊱～㊳ (略)</p> <p>㊴ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>40 地域密着型通所介護</p> <p>㊵～㊿ (略)</p> <p>㊽ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>41 認知症対応型通所介護</p> <p>㊾～㊿ (略)</p> <p>㊿ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>42 小規模多機能型居宅介護</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>㊿ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>43 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>㊿ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>44 認知症対応型共同生活介護</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>㊿ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様である</p>	<p>(新設)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p> <p>35 介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型）</p> <p>⑰～⑳ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>㉑ (略)</p> <p>㉒ (略)</p> <p>36 介護予防短期入所療養介護（介護医療院型）</p> <p>⑳～㉔ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>㉕ (略)</p> <p>37 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>㉗～㉙ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>㉚ (略)</p> <p>38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>㉜～㉞ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>39 夜間対応型訪問介護</p> <p>㊱～㊳ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>40 地域密着型通所介護</p> <p>㊵～㊿ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>41 認知症対応型通所介護</p> <p>㊾～㊿ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>42 小規模多機能型居宅介護</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>43 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>44 認知症対応型共同生活介護</p> <p>㊿～㊿ (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>ので、38⑧を準用されたい。</p> <p>45 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①～⑧（略） ⑨ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>⑩（略）</p> <p>46 地域密着型特定施設入居者生活介護 ①～⑫（略） ⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第62号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>47 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ①～⑤（略） ⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、46⑬を準用されたい。</p> <p>48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ①～⑳（略） ㉘ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第73号の2イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ①～⑨（略） ⑩ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） ①～④（略） ⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>51 介護予防認知症対応型通所介護 ①～⑪（略） ⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>⑬（略）</p> <p>52 介護予防小規模多機能型居宅介護 ①～⑥（略） ⑦ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>⑧（略）</p> <p>53 介護予防認知症対応型共同生活介護 ①～⑩（略） ⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>⑫（略）</p> <p>54 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①～⑦（略） ⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。</p> <p>⑨（略）</p>	<p>45 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①～⑧（略） （新設）</p> <p>⑩（略）</p> <p>46 地域密着型特定施設入居者生活介護 ①～⑧（略） （新設）</p> <p>47 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ①～⑤（略） （新設）</p> <p>48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ①～㉘（略） （新設）</p> <p>49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ①～⑨（略） （新設）</p> <p>50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） ①～④（略） （新設）</p> <p>51 介護予防認知症対応型通所介護 ①～⑪（略） （新設）</p> <p>⑫（略）</p> <p>52 介護予防小規模多機能型居宅介護 ①～⑥（略） （新設）</p> <p>⑦（略）</p> <p>53 介護予防認知症対応型共同生活介護 ①～⑩（略） （新設）</p> <p>⑪（略）</p> <p>54 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①～⑦（略） （新設）</p> <p>⑧（略）</p>
第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて	第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。 (1)～(3) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問型サービス (みなし)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「地域支援事業実施要綱」という。)の別添1の1のル(1)に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ル(2)に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>3 訪問型サービス (独自)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問型サービス (みなし)と同様であるので、2④を準用されたい。</p> <p>4 通所型サービス (みなし)</p> <p>① 「職員の欠員による減算の状況」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。</p> <p>②～⑪ (略)</p> <p>⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のヲ(1)に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ヲ(2)に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p>5 通所型サービス (独自)</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については通所型サービス (みなし)と同様であるので、4⑫を準用されたい。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。 (1)～(3) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訪問型サービス (みなし)</p> <p>①～③ (略) (新設)</p> <p>3 訪問型サービス (独自)</p> <p>①～③ (略) (新設)</p> <p>4 通所型サービス (みなし)</p> <p>① 「職員の欠員による減算の状況」については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「地域支援事業実施要綱」という。)の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。</p> <p>②～⑪ (略) (新設)</p> <p>5 通所型サービス (独自)</p> <p>①～⑪ (略) (新設)</p>
<p>(様式)</p> <p>別紙1～別紙1-4 (内容変更有)</p> <p>別紙2 (内容変更有)</p> <p>別紙3～3-2 (内容変更有)</p> <p>別紙4 (内容変更有)</p> <p>別紙5～別紙5-2 (内容変更有)</p> <p>別紙10～別紙10-2 (内容変更有)</p> <p>別紙12～別紙12-14 (内容変更有)</p> <p>別紙13～別紙13-6 (内容変更有)</p> <p>別紙14 (内容変更有)</p> <p>別紙15 (内容変更有)</p> <p>別紙16 (削除)</p> <p>別紙17 (内容変更有)</p> <p>別紙18 (内容変更有)</p> <p>別紙19 (内容変更有)</p> <p>別紙20 (内容変更有)</p> <p>別紙24 (内容変更有)</p> <p>別紙25 (削除)</p> <p>別紙26 (内容変更有)</p> <p>別紙27 (内容変更有)</p>	

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<u>別紙28（削除）</u> <u>別紙29（内容変更有）</u>	